

中央区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム (案)

令和8年3月

中 央 区

1 目的

中央区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、住宅の所有者又は居住者（以下「所有者等」という。）に対して、耐震化の意識啓発及び情報提供の充実を図ることにより、住宅の耐震化をさらに促進することを目的とする。

2 位置付け

アクションプログラムは、中央区耐震改修促進計画第3章3「耐震化を促進するための環境整備」に基づき策定する。

3 対象区域

対象区域は、中央区全域とする。

4 対象建築物

対象建築物は、昭和56年6月1日より前に建築された住宅及び昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに建築された2階建以下の在来軸組工法の木造住宅とする。

5 計画期間

計画期間は、中央区耐震改修促進計画第1章4「計画期間」に合わせて令和8年度から令和12年度までとする。ただし、計画期間中の社会情勢の変化やアクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて内容の見直しなどを行う。

6 住宅耐震化に係る支援目標

中央区耐震改修促進計画第2章3「耐震化の目標」に定める、「2000年基準の耐震性を満たさない住宅のおおむね解消」とする。

7 耐震化を促進するための取組

- (1) 戸別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組
年度ごとに訪問地区を定め、対象建築物の所有者等に対して、戸別訪問やポスティング等により、耐震化状況の確認と支援制度の情報提供を行う。対象区域の訪問は令和12年度までに完了とする。
- (2) 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組
助成制度を活用し耐震診断を実施したものの、その後、耐震改修工事に至っていない住宅を対象に、耐震助成等の支援制度の資料を郵送するな

ど、耐震改修を促す取組を実施する。

- (3) 改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組

改修事業者等の技術力向上を図るため、講習会を東京都と連携して実施する。当該講習会について、広報紙やホームページ等で周知することにより、区内事業者の参加を促す。また、所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修工事を実施できるよう、専門家の派遣や相談会の実施など相談体制を整備する。

- (4) 耐震化の必要性に係る普及・啓発

広報紙、ホームページ、防災関連イベント等への出展などにより耐震化の必要性や支援制度の周知を図る。また、専門家による耐震化に関する講演や耐震改修方法の紹介を行う啓発イベントを開催する。

8 連携

アクションプログラムを総合的に推進するため、区と関係事業者団体により構成される「中央区耐震促進協議会」にて、上記の戸別訪問や啓発イベントの開催等を行う。

9 実績の公表

アクションプログラムに定める取組、耐震診断及び耐震改修工事費補助の実績を、区ホームページにより公表する。